

除染等業務を行う事業主の皆さま・高校生など18歳未満の皆さまへ

18歳未満の年少者は、除染作業の現場などで働くことが禁止されています

労働基準法では、18歳未満の年少者の健康と福祉の確保などの観点から、就業にさまざまな制限を設けて保護を図っています。

事業主は、18歳未満の年少者を除染等業務で働かせることはできません。

18歳未満の年少者は、アルバイトであっても、除染等業務で働くことはできません。

たとえ、事業主と18歳未満の年少者が合意していても、除染等業務で働くことは禁止されています。

除染等業務とは、

放射性物質汚染対処特措法に規定する「除染特別地域」と「汚染状況重点調査地域」で行われる
①土壌等の除染等の業務 ②廃棄物収集等業務 特定汚染土壌等取扱業務 をいいます。

以下のパンフレットをご参照ください。

- ・ 除染等業務の範囲：<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120118-02.pdf>
- ・ 除染特別地域：<http://josen.env.go.jp/area/roadmap.html>
- ・ 重点汚染状況調査地域：<http://josen.env.go.jp/zone/>

危険有害業務における年少者の就業制限 —労働基準法第62条—

▶ 除染等業務のほか、以下の業務についても年少者の就業が禁止されています。

特定線量下業務

除染特別地域等内での平均空間線量率が、事故由来放射性物質によって2.5μSv/h（マイクロシーベルト）を超える場所で事業者が行う除染業務以外の業務

「除染等業務」「特定線量下業務」については、「年少者労働基準規則」第8条第35号
「ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務」に該当

▶ また、震災復旧・復興工事に関連して、以下の業務についても、年少者の就業が禁止されています。

< 禁止されている主な業務 >

クレーン、デリックまたは揚貨装置の運転の業務

上記クレーンなどの玉掛けの業務（2人以上で行う玉掛けの業務での補助作業を除く）

土砂が崩壊するおそれのある場所または深さが5メートル以上の地穴での業務

高さが5メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところでの業務

足場の組立、解体または変更の業務（地上または床上での補助作業の業務を除く）

胸高直径が35センチメートル以上の立木の伐採の業務

詳しくは、「年少者労働基準規則」第8条をご参照ください。

不明な点などがありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。

